

## ～「かかりつけ医」を持ちましょう～



当院は平成27年4月1日より

**【原則紹介制の外来】**となります。

当院は、北海道知事より、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供を通じて、【かかりつけ医】を支援する病院（地域医療支援病院）として承認されております。（医療法第4条）

そのため、当院では「かかりつけ医」と相互に協力・連携し医療の機能分担を図っており、専門的な検査や入院が必要な場合は「かかりつけ医」から「当院などの専門病院」へご紹介いただき、症状が安定したら「かかりつけ医」にて引き続き日常的な診療や健康管理を行っていただいております。

つきましては、当院に診察を希望される方は「かかりつけ医」又は地域の医療機関をまず受診していただき、紹介状を持参の上、来院されるようお願いいたします。



### ★「かかりつけ医」とは？

身近な診療所や開業医のお医者さんのことです。日ごろから受診することにより、あなたの健康状態がよくわかり、体調がすぐれない原因を判断してくれます。専門的な治療や検査が必要なときは、当院などを紹介してくれます。

### ★「かかりつけ医」が無い方へ

当院の外来受付にて“かかりつけ医相談看護師”が患者様の症状等をお伺いし、患者様のお住まいの地域医療機関より「かかりつけ医」を選定し、スムーズな受診ができるよう支援させていただきます。（平日 8:30～11:30 まで）

上記によっても、様々な事情により当院で受診を希望される方は、医療法及び健康保険法等により、初診料とは別に保険外併用療養費として、3,000円（税別）をご負担していただくとともに、受付前に“かかりつけ医相談看護師”による「かかりつけ医等」の説明をさせていただきます。また、受診される際は、紹介患者様や再診予約患者様を優先させていただいておりますので、長時間の待ち時間や、後日改めて来院いただく事がございますので予めご了承願います。